

令和3年度版

自己点検シート  
(介護報酬編)

介護老人福祉施設

3 指定施設サービス等介護給付費加算等

事業所番号： 33  
施設名：  
年 月 日： 令和 年 月 日  
担当者：

「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日 厚生省告示第21号)  
(注 令和3年3月15日厚生労働省告示第73号改正現在)

\*「根拠・備考」欄の略称は、自己点検シート(人員・設備・運営編)による。

### 301 介護福祉施設サービス（対応）

区分		報酬請求の内容	根拠	報酬請求上の措置等(遡及)
指 導	取扱いが不適切	加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合	告示 通知	文書指導
		解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合	通知	
	基準等不適合	加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合	告示	過誤調整
		解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合	告示 通知	
監 査		加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	告示 通知	返還金及び加算金の徴収

(参照) 「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ&Aについて(平成19年3月1日付け事務連絡)の(別紙)加算請求指導時等における対応

### 301 介護福祉施設サービス

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
/	定員超過利用減算 【 I 882, 904】	月平均の入所者数	<input type="checkbox"/> 運営規程に定める入所定員を超える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イロ注1・注2、27号告示12号イ</li> <li>・39号省令25条、48条</li> <li>・施設条例29条、52条</li> <li>・H121121/77・123号通知、同Q&amp;A、40号通知第2-1(3)、-5(3)、Q&amp;AH15/4Vol.2Q13</li> </ul>
		入所定員40人以下で、市町村による措置又は入院中の入所者の再入所が早まった特例入所者の数	<input type="checkbox"/> 定員の105%超	
		入所定員40人超で、市町村による措置又は入院中の入所者の再入所が早まった特例入所者の数	<input type="checkbox"/> 定員+2人超	
		入所見込者の家族の急遽入院等、事情を勘案して施設に入所することが適当と認められる特例入所者の数	<input type="checkbox"/> 定員の105%超	
<input type="checkbox"/>	人員基準欠如減算（介護職員又は看護職員） 【 I 883, 904】	常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数が増すごとに1以上配置	<input type="checkbox"/> 未配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イロ注1・注2</li> <li>・96号告示47、27号告示12ロハ</li> <li>・39号省令2条1項3号イ</li> <li>・施設条例3条1項3号イ</li> <li>・40号通知第2-1(5)、-5(1)・(2)・(4)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	人員基準欠如減算（看護職員） 【 I 883, 904】	入所者数30人以下 ..... 入所者数30人超50人以下 ..... 入所者数50人超130人以下 ..... 入所者数130超	<input type="checkbox"/> 1人未満 <input type="checkbox"/> 2人未満 <input type="checkbox"/> 3人未満 <input type="checkbox"/> 3+50又は端数を増す毎に1を加えた数未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イロ注1・注2</li> <li>・96号告示47</li> <li>・27号告示12ロハ</li> <li>・39号省令2条1項3号ロ</li> <li>・施設条例3条1項3号ロ</li> <li>・40号通知第2-1(5)、-5(1)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	人員基準欠如減算（常勤看護職員） 【 I 883, 904】	看護職員のうち1人以上は常勤の者を配置	<input type="checkbox"/> 未配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イロ注1、注2</li> <li>・27号告示12ロハ</li> <li>・39号省令2条6項</li> <li>・施設条例3条6項</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	人員基準欠如減算（介護支援専門員） 【 I 883, 904】	専らその職務に従事する常勤の介護支援専門員を1人以上配置（入所者数が100人又はその端数が増す毎に1を加えた数を標準とし、増員分については非常勤でも可）	<input type="checkbox"/> 未配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イロ注1、注2・27号告示12号ロハ</li> <li>・39号省令2条1項6号9項</li> <li>・施設条例3条1項6号・9項</li> </ul> （括弧書きは人員基準欠如減算の対象外）

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	夜勤減算 【 I 884, 904】	入所・利用者数25人以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護 1人未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イロ注1、注2、29号告示5イロ(1ロ準用)</li> <li>・40号通知第2-1(6)、第2-2(4)・(5)、第2-5(2)・(5)</li> </ul> 入所・利用者数：前年度の平均(小数点以下切上げ)を用い短期併設の場合は本体入所者数に短期利用者数を合算 夜勤時間帯(PM20時～AM5時を含む連続した16時間)に暦月で基準未満の日が2日以上連続した場合又は4日以上発生した場合に減算 一部ユニット型：各々で基準を計算し、一方が基準未満の場合は利用者全体を減算  <b>見守り機器設置等による配置基準緩和要件あり</b>
		入所・利用者数26人以上60人以下	<input type="checkbox"/> " 2人未満	
		入所・利用者数61人以上80人以下	<input type="checkbox"/> " 3人未満	
		入所・利用者数81人以上100人以下	<input type="checkbox"/> " 4人未満	
		入所・利用者数101人以上	<input type="checkbox"/> " 4+25又は端数を増す毎に1を加えた数未満	
ユニット型 2ユニットごとに1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない			
/	ユニットケア減算 【 I 904, 905】	日中常時1名以上の介護職員又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イロ注3</li> <li>・96号告示49(11準用)</li> <li>・40号通知第2-5(4)、Q&amp;AH190219問1</li> </ul>
		ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
□	身体拘束廃止未実施減算 【 I 904, 905】	身体拘束等を行う場合の記録	<input type="checkbox"/> 未整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イロ注4</li> <li>・95号告示86</li> <li>・39号省令11条5項、42条7項</li> <li>・施設条例14条5項、46条7項</li> <li>・40号通知第2-5(5)</li> <li>・Q&amp;AH180904問10</li> <li>・Q&amp;AH30Vol.1問87</li> <li>・Q&amp;AR3Vol.3問88</li> </ul>
		身体的拘束の適正化のための指針の整備	<input type="checkbox"/> 未整備	
		身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催	<input type="checkbox"/> 未実施	
		身体的拘束の適正化のための定期的な研修の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
□	安全管理体制未実施減算 【 I 906】	事故発生の防止のための指針の整備	<input type="checkbox"/> 未実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イロ注5</li> <li>・39号基準省令第35条第1項</li> <li>・40号通知第2-5(6)</li> <li>・95号告示86の2</li> </ul> 基準省令第35条第1項の基準に適合しない場合に減算  ・令和3年9月30日までの間は努力義務
		事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底	<input type="checkbox"/> 未実施	
		事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等活用可）及び従業者に対する定期的な研修の実施	<input type="checkbox"/> 未実施	
		上記措置を実施するための担当者の設置	<input type="checkbox"/> 未設置	
□	栄養管理に係る減算 【 I 906】	栄養士又は管理栄養士を1以上配置（入所定員40人超）	<input type="checkbox"/> 未配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イロ注6</li> <li>・39号基準省令第2条、第17条の2</li> <li>・40号通知第2-5(7)</li> <li>・95号告示86の3</li> </ul>
		各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施	<input type="checkbox"/> 未実施	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	日常生活継続支援加算（Ⅰ） （Ⅱ） 【I 907, 908, 909】	算定月の属する月の前6月間又は前12月間の新規入所者の総数のうち、要介護4・5の者が70/100以上、若しくは認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が65/100以上又は入所者のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が15/100以上	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イ注7</li> <li>・96号告示50(41準用)、27号告示12号</li> <li>・40号通知第2-5(8)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問73～76、Vol.2問31・32</li> <li>・H24Vol.267問196,197、H27Vol.454問122～129</li> <li>・R3Vol.3問82</li> </ul> 要介護度4・5又は認知症入所者割合：届出月前3月の各末日時点の割合の平均(毎月割合算定要) 介護福祉士数算定時の入所者数：前年度平均 介護福祉士数：届出月の前3月平均(毎月算定要) 介護福祉士資格：前月末日時点で取得 「介護報酬改正点の解説」P713、714、717
		介護福祉士の数 常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上	<input type="checkbox"/> 配置	
		※介護福祉士の数 常勤換算方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上の配置とする場合は以下の要件を満たすこと ①業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を複数種類使用 ②介護機器の使用により業務効率化が図られた際、その効率化された時間は、ケアの質の向上及び職員の負担の軽減に資する取組に充てること ③介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会（テレビ電話装置等活用可）を3月に1回以上開催 ④入所者の安全及びケアの質の確保に関する事項を実施 ⑤職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮に関する事項を実施 ⑥介護機器の不具合がないことをチェックする仕組み、メーカーと連携した定期的な点検の実施 ⑦介護機器の使用法の講習やヒヤリハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修の実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
		サービス提供体制強化加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
□	看護体制加算（Ⅰ）イ 【I 910, 911】	定員30人以上50人以下（H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員31人以上50人以下）	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イ注8</li> <li>・96号告示51、27号告示12号</li> <li>・40号通知第2-5(9)、-2(8)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問78～83</li> </ul> 短期併設の場合は短期とは別に常勤看護師を1名以上配置 空床利用の場合は本体施設と一体的に算定可 看護体制加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同時算定可で(Ⅰ)の常勤看護師を(Ⅱ)の看護職員常勤換算数に算入可
		常勤看護師1名以上	<input type="checkbox"/> 配置	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	看護体制加算（Ⅰ）ロ 【I 910, 911】	定員が51人以上（H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員30人又は51人以上）	<input type="checkbox"/> 該当	
		常勤看護師1名以上	<input type="checkbox"/> 配置	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	看護体制加算(Ⅱ)イ 【I 910, 911】	定員30人以上50人以下 (H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員31人以上50人以下)	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イ注8</li> <li>・96号告示51、27号告示12号</li> <li>・40号通知第2-5(9)、-2(8)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問78～83</li> </ul> 短期併設の場合は短期とは別に常勤換算で25:1+配置基準数に1名以上配置。兼務職員は勤務実態等に基づき常勤換算数を特養と短期に按分 空床利用の場合は本体施設と一体的に算定可 看護体制加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同時算定可で(Ⅰ)の常勤看護師を(Ⅱ)の看護職員常勤換算数に算入可 機能訓練指導員を兼務する看護職員は看護業務に係る勤務時間数を常勤換算数に算入可
		看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上で、加えて配置基準数に1を加えた数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
		看護職員により、又は病院等の看護職員との連携による24時間の連絡体制	<input type="checkbox"/> あり	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	看護体制加算(Ⅱ)ロ 【I 910, 911】	定員が51人以上 (H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員30人又は51人以上)	<input type="checkbox"/> 該当	
		看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上で、加えて配置基準数に1を加えた数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
		看護職員により、又は病院等の看護職員との連携による24時間の連絡体制	<input type="checkbox"/> あり	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ 【Ⅰ912, 913, 914】	介護福祉施設サービス費	<input type="checkbox"/> 算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1イ注9, 29号告示5</li> <li>・40号通知第2-5(10), 第2-2(12)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問19・84～92</li> </ul>
		定員30人以上50人以下 (H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員31人以上50人以下)	<input type="checkbox"/> 該当	
□	夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ 【Ⅰ912, 913, 914】	夜勤職員数に1以上加えた職員の配置 a) 0.9加えた数とする要件 i 見守り機器を入所者数の10%以上配置 ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、検討 b) 0.6加えた数とする要件 i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者数以上設置 ii 夜勤時間帯を通じて、全ての介護又は看護職員が情報通信機器を使用し、連携促進している iii 安全体制及びケアの質の確保並びに負担軽減に関する事項を実施し、安全かつ有効に活用するための委員会を設置し介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して検討等を行い、事項の実施を定期的に確認 c) 0.8加えた数とする要件 i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者数以上設置 ii 夜勤時間帯を通じて、全ての介護又は看護職員が情報通信機器を使用し、連携促進している iii 安全体制及びケアの質の確保並びに負担軽減に関する事項を実施し、安全かつ有効に活用するための委員会を設置し介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して検討等を行い、事項の実施を定期的に確認 (夜勤時間帯における緊急時の体制整備が必要)	<input type="checkbox"/> 該当	<p>1日平均夜勤職員数: 歴月ごとに夜勤時間帯 (PM20時～AM5時を含む連続した16時間)での延夜勤時間数を当該月の日数×16で除して算定(小数点3位以下切捨)</p> <p>短期併設の場合は本体入所者数と短期利用者を合算した人数を入所者数とし、必要となる夜勤職員数に1名以上加えて配置(ただし、「介護ロボットの導入」が「あり」の場合は0.9名以上加えた配置) 加算Ⅰ～Ⅳはいずれか1つのみ算定可能であり、同時算定は不可</p> <p>ユニット型(一部ユニット型のユニット部)にあっては増配した夜勤職員を必ずしも特定ユニットに配置する必要はない</p> <p>(Ⅲ)(Ⅳ)について、認定特定行為業務従事者が所属する事業所は、「登録特定行為事業者」として県へ登録申請を行う必要があることに注意すること。</p> <p>0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、上記要件を少なくとも3ヶ月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認したうえで届け出るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Q&amp;AVol.3問77～78, 81</li> </ul>
		介護福祉施設サービス費	<input type="checkbox"/> 算定	
□	夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ 【Ⅰ912, 913, 914】	定員が51人以上 (H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員30人又は51人以上)	<input type="checkbox"/> 該当	
		夜勤職員数に1以上加えた職員の配置 (見守り機器導入による基準は、(Ⅰ)イ準用)	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ 【 I 912, 913, 914】	ユニット型介護福祉施設サービス費	<input type="checkbox"/> 算定	
		定員30人以上50人以下 (H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員31人以上50人以下)	<input type="checkbox"/> 該当	
		夜勤職員数に1以上加えた職員の配置 a) 0.9加えた数とする要件 i 見守り機器を入所者数の10%以上配置 ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、検討 b) 0.6加えた数とする要件 i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者数以上設置 ii 夜勤時間帯を通じて、全ての介護又は看護職員が情報通信機器を使用し、連携促進している iii 安全体制及びケアの質の確保並びに負担軽減に関する事項を実施し、安全かつ有効に活用するための委員会を設置し介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して検討等を行い、事項の実施を定期的に確認	<input type="checkbox"/> 該当	
□	夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ 【 I 912, 913, 914】	ユニット型介護福祉施設サービス費	<input type="checkbox"/> 算定	
		定員が51人以上 (H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員30人又は51人以上)	<input type="checkbox"/> 該当	
		夜勤職員数に1以上加えた職員の配置 見守り機器の導入による基準は、(Ⅱ)イ準用)	<input type="checkbox"/> 該当	
□	夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ 【 I 912, 913, 914】	介護福祉施設サービス費	<input type="checkbox"/> 算定	
		定員30人以上50人以下 (H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員31人以上50人以下)	<input type="checkbox"/> 該当	
		夜勤職員数に1以上加えた職員の配置 見守り機器の導入による基準は、(Ⅰ)イ準用)	<input type="checkbox"/> 該当	
		夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引が可能な介護職員を配置している	<input type="checkbox"/> 該当	
□	夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ 【 I 912, 913, 914】	介護福祉施設サービス費	<input type="checkbox"/> 算定	
		定員が51人以上 (H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員30人又は51人以上)	<input type="checkbox"/> 該当	
		夜勤職員数に1以上加えた職員の配置 見守り機器の導入による基準は、(Ⅰ)イ準用)	<input type="checkbox"/> 該当	
		夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引が可能な介護職員を配置している	<input type="checkbox"/> 該当	



届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ 【I 912, 913, 914】	ユニット型介護福祉施設サービス費	<input type="checkbox"/> 算定	
		定員30人以上50人以下（H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員31人以上50人以下）	<input type="checkbox"/> 該当	
		夜勤職員数に1以上加えた職員の配置 見守り機器の導入による基準は、（Ⅱ）イ準用）	<input type="checkbox"/> 該当	
		夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引が可能な介護職員を配置している	<input type="checkbox"/> 該当	
□	夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ 【I 912, 913, 914】	ユニット型介護福祉施設サービス費	<input type="checkbox"/> 算定	
		定員が51人以上（H30.3.31までに指定を受けた施設にあっては定員30人又は51人以上）	<input type="checkbox"/> 該当	
		夜勤職員数に1以上加えた職員の配置 見守り機器の導入による基準は、（Ⅱ）イ準用）	<input type="checkbox"/> 該当	
		夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引が可能な介護職員を配置している	<input type="checkbox"/> 該当	
□	見守り機器の導入 【I 913, 914】	（0.9人以上配置の場合） ①利用者の動向を検知できる見守り機器を、入所者の数の1/10以上の数設置している ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている	<input type="checkbox"/> 該当	29号告示5ロ 40号通知第2-5(10)、第2-2(12) ・Q&AH30Vol.1問88～90 ・Q&AR3Vol.3問77～78、81  「見守り機器」は、入所者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センターから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、入所者の見守りに資するもの。  「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこと。
		（0.6人以上又は0.8人以上の場合） ①夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者の数以上に設置している ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を3月に1回以上開催 ④入所者の安全及びケアの質の確保に関する事項を実施 ⑤夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮に関する事項を実施 ⑥見守り機器の不具合がないことをチェックする仕組み、メーカーと連携した定期的な点検の実施 ⑦見守り機器の使用方法の講習やヒヤリハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修の実施	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	準ユニットケア加算 【 I 915】	12人を標準とするユニットでケアを実施	<input type="checkbox"/> あり	・21号告示1イロ注10 ・96号告示52(43準用) ・40号通知第2-5(11) ・Q&AH180904問7～9  個室的なしつらえ:視線遮断を前提とし仕切りは 建具可、家具・カーテン不可、天井の隙間は可
		個室的なしつらえ、準ユニットごとに共同生活室の設置	<input type="checkbox"/> あり	
		日中、準ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 配置	
		夜間、深夜に2準ユニットごとに1人以上の介護・看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 配置	
		準ユニットごとに常勤のユニットリーダー配置	<input type="checkbox"/> 配置	
□	生活機能向上連携加算 ( I ) 【 I 916, 917, 918】	外部(指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師からの助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成している	<input type="checkbox"/> 該当	・21号告示1イロ注11、40号通知第2-5(13) ・95号告示42の4 ※( I )は訪問不要
		個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能または生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	<input type="checkbox"/> 該当	
		機能訓練指導員等が3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
□	生活機能向上連携加算 ( II ) 【 I 916, 917, 918】	外部(指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が当該施設を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成している	<input type="checkbox"/> 該当	・21号告示1イロ注11、40号通知第2-5(13) ・95号告示42の4 ※( II )は訪問が必要
		個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能または生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	<input type="checkbox"/> 該当	
		機能訓練指導員等が3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	個別機能訓練加算（Ⅰ） 【I 918, 919】	多職種共同による個別機能訓練計画の作成	<input type="checkbox"/> 作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示14注12</li> <li>・40号通知第2-5(14)、-4(7)準用</li> <li>・Q&amp;AH18/4Vol.1問76・77、Vol.3問15</li> </ul> 短期併設の場合は短期利用者を入所者に合算  個別機能訓練計画書  実施時間、訓練内容、担当者等の記録
		専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
		利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
		訓練の効果、実施方法等に対する評価	<input type="checkbox"/> あり	
		個別機能訓練開始時の利用者への説明の有無	<input type="checkbox"/> あり	
		入所者に対する計画の内容説明、記録（テレビ電話装置等活用可）	<input type="checkbox"/> 3月毎に実施	
		個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	<input type="checkbox"/> あり	
□	個別機能訓練加算（Ⅱ） 【I 918, 919】	多職種共同による個別機能訓練計画の作成	<input type="checkbox"/> 作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示14注12、</li> <li>・40号通知第2-5(14)、-4(7)準用、</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・Q&amp;AH18/4Vol.1問76・77、Vol.3問15</li> </ul> 短期併設の場合は短期利用者を入所者に合算  個別機能訓練計画書  実施時間、訓練内容、担当者等の記録
		専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
		利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
		訓練の効果、実施方法等に対する評価	<input type="checkbox"/> あり	
		個別機能訓練開始時の利用者への説明の有無	<input type="checkbox"/> あり	
		入所者に対する計画の内容説明、記録（テレビ電話装置等活用可）	<input type="checkbox"/> 3月毎に実施	
		個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	<input type="checkbox"/> あり	
		個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出しフィードバック情報の活用	<input type="checkbox"/> あり	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	ADL維持等加算（Ⅰ） 【I 920, 921】	評価対象者の総数が10人以上	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示14注13</li> <li>・40号通知第2-5(15)</li> <li>・95号告示16の2</li> <li>・94号告示56の2</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・Q&amp;AR3Vol. 3問19、問34～43、Vol. 6問5、Vol. 7問3、Vol. 9問1</li> </ul>
		評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については利用があった最終の月）においてADLを評価し、その評価に基づく値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出している	<input type="checkbox"/> 該当	
		ADLの評価は一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行っている。	<input type="checkbox"/> 該当	
		ADL利得の平均値が1以上である	<input type="checkbox"/> 該当	
□	ADL維持等加算（Ⅱ） 【I 920, 921】	評価対象者の総数が10人以上	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示14注13</li> <li>・40号通知第2-5(15)</li> <li>・95号告示16の2</li> <li>・94号告示56の2</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・Q&amp;AR3Vol. 2問19、問34～43、Vol. 6問5、Vol. 7問3、Vol. 9問1</li> </ul>
		評価対象者全員について、評価対象利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については利用があった最終の月）においてADLを評価し、その評価に基づく値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出している	<input type="checkbox"/> 該当	
		ADLの評価は一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		ADL利得の平均値が2以上である	<input type="checkbox"/> 該当	
□	若年性認知症入所者受入加算 【I 922, 923】	若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定める	<input type="checkbox"/> 定めている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示14注14</li> <li>・95号告示64(18準用)、</li> <li>・40号通知第2-5(12)、-2(14)準用、</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問101・102</li> </ul>
		入所者に応じた適切なサービス提供	<input type="checkbox"/> 実施	
		認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 算定していない	
/	専従の常勤医師配置加算 【I 922】	専ら施設の職務に従事する常勤の医師1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示14注15</li> </ul>
		入所者数が100人超の場合、入所者の数を100で除した数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考	
	精神科医師配置加算 【 I 922, 923】	認知症入所者が全入所者の 1 / 3 以上	<input type="checkbox"/> 満たす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ロ注16</li> <li>・40号通知第2-5(16)</li> </ul>	
		精神科担当医師が月 2 回以上定期的に療養指導を実施	<input type="checkbox"/> 実施		
		常勤医師加算の算定	<input type="checkbox"/> 算定していない		
		配置医師が精神科を兼ねる場合	<input type="checkbox"/> 5 回目以降		
		療養指導の記録の整備	<input type="checkbox"/> あり		療養指導の記録
<input type="checkbox"/>	障害者生活支援体制加算 ( I ) 【 I 924, 925】	要件に該当する視覚障害者、聴覚障害者、言語機能障害者、知的障害者及び精神障害者である入所者の合計数が 1 5 人以上又は入所者全体の 3 0 / 1 0 0 以上	<input type="checkbox"/> 満たす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ロ注17</li> <li>・94号告示57(44準用)、58(45準用)</li> <li>・40号通知第2-5(17)</li> <li>・Q&amp;AH27Vol.454問139</li> </ul>	
		専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員 1 名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置		履歴書等
		障害者生活支援員として点字、点訳、手話通訳、知的障害者福祉司、精神保健福祉相談員等の要件を満たす	<input type="checkbox"/> 満たす		
		入所者が50人超の場合は、1名以上かつ視覚障害者等である入所者を50で除して得た数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置		
<input type="checkbox"/>	障害者生活支援体制加算 ( II ) 【 I 924, 925】	要件に該当する視覚障害者、聴覚障害者、言語機能障害者、知的障害者及び精神障害者である入所者の割合が入所者全体の 5 0 / 1 0 0 以上	<input type="checkbox"/> 満たす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ロ注17</li> <li>・94号告示57(44準用)、58(45準用)</li> <li>・40号通知第2-5(17)</li> <li>・Q&amp;AH27Vol.454問139</li> </ul>	
		専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員 2 名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置		履歴書等
		障害者生活支援員として点字、点訳、手話通訳、知的障害者福祉司、精神保健福祉相談員等の要件を満たす	<input type="checkbox"/> 満たす		
		入所者が 5 0 人超の場合は、2名以上かつ視覚障害者等である入所者を50で除して得た数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置		
	入院・外泊時の費用 【 I 926】	入院又は外泊をした場合	<input type="checkbox"/> 6 日以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ロ注18</li> <li>・40号通知第2-5(15)</li> <li>・Q&amp;AH15/4Vol.2Q11</li> </ul>	
		短期入所生活介護のベッドへの活用の有無	<input type="checkbox"/> なし		
	外泊時在宅サービス利用の費用 【 I 926, 927】	居宅における外泊をした場合	<input type="checkbox"/> 6 日以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ロ注19</li> <li>・40号通知第2-5(19)</li> </ul>	
		介護老人福祉施設が居宅サービスを提供	<input type="checkbox"/> あり		上記入院・外泊加算を算定する場合には算定不可

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	従来型個室に入所していた者の取扱い 【 I 928, 929】	平成17年9月30日に従来型個室に入所していて、平成17年10月1日以降引き続き従来型個室に入所している	<input type="checkbox"/> 該当	・21号告示1イ注20 ・94号告示59 ・40号通知第2-5(23)
		当該期間中に、特別な居室提供を受けたことに伴う特別な室料を払っていない	<input type="checkbox"/> 該当	
		継続して当該従来型個室に入所していた者が、一旦、従来型個室を退所した後、再度従来型個室に入所した場合は、経過措置対象外としている	<input type="checkbox"/> 対象外としている	
	従来型個室の多床室利用 【 I 928】	感染症等により従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者で、従来型個室への入所期間が30日以内である	<input type="checkbox"/> 該当	・21号告示1イ注21
		入所者一人当たりの面積が10.65㎡以下に適合する従来型個室に入所している	<input type="checkbox"/> 該当	
		著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した。	<input type="checkbox"/> 該当	
	初期加算 【 I 928, 929】	入所した日から起算して30日以内の算定	<input type="checkbox"/> 満たす	21号告示1ハ、40号通知第2-5(20)
		算定期間中の外泊	<input type="checkbox"/> なし	
		過去3月以内の当該施設への入所(自立度判定基準によるⅢ、Ⅳ、Ⅴの場合は1月以内)	<input type="checkbox"/> なし	
		30日を超える入院後の入所	<input type="checkbox"/> あり	
	再入所時栄養連携加算 【 I 928, 929】	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	21号告示1ニ、40号通知第2-5(21) 95号告示65の2
		指定介護老人福祉施設の入所時に経口により食事を摂取していた者が、医療機関に入院し、当該入院中に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった場合であって、退院後直ちに二次入所した者が対象	<input type="checkbox"/> 該当	
		管理栄養士が医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、当該医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成している 同席は、テレビ電話装置等活用可(当該者又はその家族が参加する場合は、その同意を得ること)	<input type="checkbox"/> 満たす	
		栄養ケア計画について、二次入所後に入所者又はその家族の同意	<input type="checkbox"/> あり	
		栄養管理減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 算定していない	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	退所前訪問相談援助加算 【 I 930, 931】	入所期間が1月を超える(見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 満たす	<ul style="list-style-type: none"> <li>•21号告示1ホ(1)注1</li> <li>•40号通知第2-5(22)①イ</li> <li>•H24vol267問185</li> </ul>
		介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかが退所後生活する居宅を訪問し、利用者及び家族に対し相談援助を実施(2回を限度)	<input type="checkbox"/> 満たす	
		退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	<input type="checkbox"/> 満たす	
		相談援助は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行う	<input type="checkbox"/> 満たす	
		相談援助は、入所者及びその家族等いずれにも行う	<input type="checkbox"/> 満たす	
		相談援助等を行った日及び内容の記録をする	<input type="checkbox"/> 満たす	
	退所後訪問相談援助加算 【 I 930, 931】	退所後30日以内に居宅を訪問し入所者及び家族等に対し相談援助を実施(退所後1回を限度)	<input type="checkbox"/> 満たす	<ul style="list-style-type: none"> <li>•21号告示1ホ(2)注2</li> <li>•40号通知第2-5(22)①ロ</li> </ul>
		退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	<input type="checkbox"/> 満たす	
		相談援助は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行う	<input type="checkbox"/> 満たす	
		相談援助は、入所者及びその家族等いずれにも行う	<input type="checkbox"/> 満たす	
		相談援助等を行った日及び内容の記録をする	<input type="checkbox"/> 満たす	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	退所時相談援助加算 【 I 930, 931】	入所期間が1月を超える(見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 満たす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ホ(3)注3、</li> <li>・40号通知第2-5(22)②、</li> <li>・Q&amp;AH15/4施設共通Q1</li> </ul>
		退所時に入所者等に対し退所後の居宅サービス等についての相談援助を実施	<input type="checkbox"/> 満たす	
		退所日から2週間以内に市町村に加えて、老人介護支援センター(地域包括支援センターに替えることも可)に対し、入所者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供	<input type="checkbox"/> 満たす	
		退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	<input type="checkbox"/> 満たす	
		相談援助は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行う	<input type="checkbox"/> 満たす	
		相談援助は、入所者及びその家族等いずれにも行う	<input type="checkbox"/> 満たす	
		相談援助の実施日、内容の記録の整備	<input type="checkbox"/> 満たす	
	退所前連携加算 【 I 930, 931】	入所期間が1月を超える(見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 満たす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ホ(4)注4、</li> <li>・40号通知第2-5(22)③、</li> <li>・Q&amp;AH15/4施設共通Q5～9</li> <li>・Q&amp;AR3Vol.3問89</li> </ul>
		退所に先立って居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施	<input type="checkbox"/> 満たす	
		退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	<input type="checkbox"/> 満たす	
		相談援助は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が協力して行う	<input type="checkbox"/> 満たす	
		連携を行った日、内容に関する記録の整備	<input type="checkbox"/> 満たす	



届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考	
□	栄養マネジメント強化加算 【 I 932, 933】	管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を50で除して得た数以上配置（常勤の栄養士を1名以上配置し、給食管理を行っている場合、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上を配置）	<input type="checkbox"/> 配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1へ注</li> <li>・95号告示86の4、27号告示12号</li> <li>・40号通知第2-5(24)</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法</li> </ul>	
		低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施している	<input type="checkbox"/> 満たす		
		上記入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応している	<input type="checkbox"/> 満たす		
		入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	<input type="checkbox"/> 満たす		
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当		栄養ケア計画(参考様式)0907002号通知
		栄養管理減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 算定していない		栄養ケア提供経過記録(参考様式)0907002号通知
/	経口移行加算 【 I 934, 935】	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ト注1、2</li> <li>・95号告示66、27号告示12号</li> <li>・40号通知第2-5(25)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.2問5、H17/10問74～81、追補問19、H27Vol.454問121、R3Vol.1.3問91</li> <li>・経口移行・経口維持計画(様式例)0907002号通知</li> </ul>	
		現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要と医師の指示を受けている	<input type="checkbox"/> 受けている		
		誤嚥性肺炎防止のためのチェック	<input type="checkbox"/> あり		
		医師、管理栄養士、言語聴覚士等多職種共同で経口移行計画の作成	<input type="checkbox"/> あり		
		計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	<input type="checkbox"/> あり		
		管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援の実施	<input type="checkbox"/> 実施		
		入所者又は家族の同意を得た日から起算して180日以内	<input type="checkbox"/> 180日以内		
		180日を超える場合の医師の指示の有無	<input type="checkbox"/> あり		
		180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	<input type="checkbox"/> 2週間毎に実施		
		栄養管理減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 算定していない		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	経口維持加算（Ⅰ） 【Ⅰ936, 937】	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1<sup>チ</sup>注1</li> <li>・95号告示67、27号告示12号</li> <li>・40号通知第2-5(26)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.2問5～9、H18/4Vol.1問73～75、H180331問3、H24vol267問191、H24vol273問33、R3Vol.3問92～94</li> </ul> 経口移行・経口維持計画（様式例）0907002号通知
		現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害を有し、水飲みテスト等により誤嚥が認められることから、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要である者として、医師又は歯科医師の指示を受けている	<input type="checkbox"/> 受けている	
		誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	<input type="checkbox"/> されている	
		食形態の配慮など誤嚥防止のための配慮がされている	<input type="checkbox"/> されている	
		医師、歯科医師及び管理栄養士等多職種共同で、月1回以上、栄養管理をするための食事の観察及び会議等（テレビ電話装置等活用可）を行い、経口維持計画を作成するとともに、必要に応じた見直しを行っている	<input type="checkbox"/> 行っている	
		計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	<input type="checkbox"/> あり	
		計画に基づく栄養管理の実施	<input type="checkbox"/> 実施	
		経口移行加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 算定していない	
	栄養管理減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 算定していない		
	経口維持加算（Ⅱ） 【Ⅰ936, 937】	経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（配置医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が関わっている	<input type="checkbox"/> あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1<sup>チ</sup>注2</li> <li>・95号告示67、27号告示12号</li> <li>・40号通知第2-5(26)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.2問5～7、H18/4Vol.1問72～75、H180331問3、R3Vol.3問92～94</li> </ul> 経口移行・経口維持計画（様式例）0907002号通知
		協力歯科医療機関を定めている	<input type="checkbox"/> 定めている	
		経口維持加算（Ⅰ）を算定している	<input type="checkbox"/> 算定している	
	口腔衛生管理加算（Ⅰ） 【Ⅰ938, 939】	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成	<input type="checkbox"/> あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1<sup>リ</sup></li> <li>・95号告示69</li> <li>・40号通知第2-5(27)</li> <li>・H24vol267問188～190、・H24vol284問11、R3Vol.3問95～98</li> </ul>
		歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行っている	<input type="checkbox"/> 月2回以上	
		歯科衛生士が、入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応している	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	口腔衛生管理加算（Ⅱ） 【 I 938, 939】	加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1<sup>リ</sup></li> <li>・95号告示69</li> <li>・40号通知第2-5(27)</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・H24vol267問188～190、・H24vol284問11、R3Vol.3問95～98</li> </ul>
		入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	<input type="checkbox"/> あり	
<input type="checkbox"/>	療養食加算 【 I 940, 941】	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	<input type="checkbox"/> あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1<sup>ヌ</sup>注</li> <li>・94号告示60(23準用)</li> <li>・95号告示35、27号告示12号</li> <li>・40号通知第2-5(28)、</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問18、Vol.2問10、H17/10問89、追補問28</li> <li>・Q&amp;AH30Vol.1問82、83</li> </ul>
		入所者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/> あり	
		1日につき3回を限度としている	<input type="checkbox"/> している	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
		疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
療養食の献立の作成の有無	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表		
<input type="checkbox"/>	配置医師緊急時対応加算 【 I 942】	事前に氏名等を届け出た配置医師が実際に訪問し診察を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1<sup>ル</sup>注</li> <li>・96号告示54の2(44の2準用)</li> <li>・40号通知第2-5(29)</li> </ul>
		施設が診察を依頼した時間、配置医師が診察を行った時間、内容についての記録	<input type="checkbox"/> あり	
		診察の開始時刻が加算の対象となる時間帯（18:00～翌8:00）である	<input type="checkbox"/> 該当	
		看護体制加算（Ⅱ）を算定している	<input type="checkbox"/> 算定している	
		配置医師と施設の間で、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師の連携方法や診察を依頼するタイミング等に関する取り決め等が事前になされており、24時間配置医師による対応又はその他の医師の往診による対応が可能な体制	<input type="checkbox"/> あり	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	看取り介護加算（Ⅰ） 【Ⅰ943, 944, 945】	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないとの診断	<input type="checkbox"/> あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示17注</li> <li>・96号告示54(45準用)</li> <li>・94号告示61(48準用)</li> <li>・40号通知第2-5(30)・(7)④準用</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.2問34、H190219問3、H27Vol.454問142</li> <li>・Q&amp;AH30Vol.1問91-93</li> </ul>
		入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の介護に係る計画が作成されている	<input type="checkbox"/> あり	
		医師、看護職員、生活相談員、介護職員、 <b>管理栄養士</b> 、介護支援専門員等が共同して、随時、入所者等に対して説明をし、同意（口頭で得た場合は、介護記録に説明日時、内容等及び同意を得た旨を記載）を得ている	<input type="checkbox"/> あり	
		常勤看護師1名以上	<input type="checkbox"/> あり	
		P D C Aサイクルにより看取り介護を実施する体制を構築している	<input type="checkbox"/> 該当	
		看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過等について、継続的な説明に努め、入所者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供している	<input type="checkbox"/> 該当	
		終末期の身体症状の変化及び介護等についての記録等を介護記録に記録するとともに、医師、 <b>生活相談員</b> 、看護職員、 <b>介護職員</b> 、 <b>管理栄養士</b> 、介護支援専門員等による適切な情報共有を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		管理者を中心として生活相談員等による協議の上看取りに関する指針を定め、入所の際に内容を説明し同意を得ている	<input type="checkbox"/> あり	
		他職種協議の上、看取り実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		施設退所等の後も継続して入所者の家族指導や医療機関に対する情報提供等を行い、継続的関わりの中で入所者の死亡を確認している。 <b>施設退所</b> 等の際本人又は家族に文書にて同意を得ている	<input type="checkbox"/> あり	
		職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
		常勤看護職員、又は病院等の看護職員との連携により24時間の連絡体制	<input type="checkbox"/> あり	
		個室又は静養室の利用が可能。多床室であって看取りを行う際には個室又は静養室を利用	<input type="checkbox"/> 該当	
(1) 死亡日以前31日以上45日以内	<input type="checkbox"/> 1日72単位			
(2) 死亡日以前4日以上30日以内	<input type="checkbox"/> 1日144単位			
(3) 死亡日の前日及び前々日	<input type="checkbox"/> 1日680単位			
(4) 死亡日	<input type="checkbox"/> 1日1280単位			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	看取り介護加算（Ⅱ） 【 I 943, 944, 945】	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないとの診断	<input type="checkbox"/> あり	・21号告示17注 ・96号告示54(45準用) ・94号告示61(48準用) ・40号通知第2-5(30)・(7)④準用、(28)⑤準用 ・Q&AH21Vol.2問34、H190219問3、H27Vol.454問142
		入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の介護に係る計画が作成されている	<input type="checkbox"/> あり	
		医師、看護職員、生活相談員、介護職員、 <b>管理栄養士</b> 、介護支援専門員等が共同して、随時、入所者等に対して説明をし、同意（口頭で得た場合は、介護記録に説明日時、内容及び同意を得た旨を記載）を得ている	<input type="checkbox"/> あり	
		常勤看護師1名以上	<input type="checkbox"/> あり	
		P D C Aサイクルにより看取り介護を実施する体制を構築している	<input type="checkbox"/> 該当	
		看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過等について、継続的な説明に努め、入所者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供している	<input type="checkbox"/> 該当	
		終末期の身体症状の変化及び介護等についての記録等を介護記録に記録するとともに、医師、 <b>生活相談員</b> 、看護職員、 <b>介護職員</b> 、 <b>管理栄養士</b> 、介護支援専門員等による適切な情報共有を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		管理者を中心として生活相談員等による協議の上看取りに関する指針を定め、入所の際に内容を説明し同意を得ている	<input type="checkbox"/> あり	
		他職種協議の上、看取り実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		施設退所等の後も継続して入所者の家族指導や医療機関に対する情報提供等を行い、継続的関わりの中で入所者の死亡を確認している。施設退所等の際本人又は家族に文書にて同意を得ている	<input type="checkbox"/> あり	
		職員研修	<input type="checkbox"/> あり	
		常勤看護職員、又は病院等の看護職員との連携により24時間の連絡体制	<input type="checkbox"/> あり	
		個室又は静養室の利用が可能。多床室であって看取りを行う際には個室又は静養室を利用	<input type="checkbox"/> 該当	
		入所者の死亡場所が当該施設内である	<input type="checkbox"/> 該当	
		配置医師緊急時対応加算を届け出ている	<input type="checkbox"/> 該当	
(1) 死亡日以前31日以上45日以内	<input type="checkbox"/> 1日72単位			
(1) 死亡日以前4日以上30日以内	<input type="checkbox"/> 1日144単位			
(2) 死亡日の前日及び前々日	<input type="checkbox"/> 1日780単位			
(3) 死亡日	<input type="checkbox"/> 1日1580単位			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
/	在宅復帰支援機能加算 【 I 946, 947】	算定日の属する月の前6月間の退所者(在宅・入所相互利用加算対象者を除く。)総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入所期間1月超)の割合が20/100を超えている	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示17注</li> <li>・95号告示70</li> <li>・40号通知第2-5(31)</li> <li>・Q&amp;AH18/4Vol.1問68～71</li> </ul>
		退所日から30日以内に居宅を訪問し、在宅生活が1月以上継続することの確認、記録の実施	<input type="checkbox"/> あり	
		入所者の家族との連絡調整の実施	<input type="checkbox"/> あり	
		入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施	<input type="checkbox"/> あり	
		算定根拠等の関係書類の整備の有無	<input type="checkbox"/> あり	
<input type="checkbox"/>	在宅・入所相互利用加算 【 I 946, 947】	あらかじめ在宅期間、入所期間を定め、文書による合意を得ている	<input type="checkbox"/> あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1カ注</li> <li>・94号告示62(49準用)</li> <li>・95号告示71</li> <li>・40号通知第2-5(32)</li> <li>・Q&amp;AH180904問11、H27Vol.454問140 同意書</li> </ul>
		介護に関する目標、方針等について利用者等への説明及び合意の有無	<input type="checkbox"/> あり	
		施設の介護支援専門員、介護職員等、在宅の介護支援専門員等との支援チームの結成	<input type="checkbox"/> あり	
		概ね月に1回のカンファレンスの実施及び記録の有無	<input type="checkbox"/> あり	
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算(I) 【 I 948】	入所者総数のうち介護を必要とする認知症の対象者(日常生活自立度ランクⅢ以上の者)の割合が1/2以上	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ヨ注</li> <li>・94号告示63(30準用)</li> <li>・95号告示3の2</li> <li>・40号通知第2-5(33)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問112～116、Vol.2問39、H210513(Vol.88)問</li> <li>・Q&amp;AR3Vol.4問29～38</li> </ul> 認知症介護に係る専門的な研修:認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す
		認知症介護に係る専門的な研修終了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議(テレビ電話装置等活用可)を定期的実施 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守している	<input type="checkbox"/> 該当	
		入所者総数のうち介護を必要とする認知症の対象者(日常生活自立度ランクⅢ以上の者)の割合が1/2以上	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ヨ注</li> <li>・94号告示63(30準用)</li> <li>・95号告示3の2</li> <li>・40号通知第2-5(33)</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問112～116、Vol.2問39、H210513(Vol.88)問</li> <li>・Q&amp;AR3Vol.4問29～38</li> </ul>
		認知症介護に係る専門的な研修終了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	認知症専門ケア加算(Ⅱ) 【I 948】	留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議(テレビ電話装置等活用可)を定期的実施 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守している	<input type="checkbox"/> 該当	認知症介護の指導に係る専門的な研修:認知症介護指導者研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す
		認知症の指導に係る専門的な研修終了者を上記の基準に加え1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施	<input type="checkbox"/> 該当	
□	認知症行動・心理症状緊急対応加算 【I 949】	医師が緊急に入所することが適当であると判断している	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1タ注</li> <li>・40号通知第2-5(34)</li> <li>・H24vol267問183、184</li> </ul>
		医師が判断した当該日又は次の日に利用を開始している	<input type="checkbox"/> 該当	
		入所した日から起算して7日を限度として算定	<input type="checkbox"/> 該当	
		入所者又は家族の同意を得ている	<input type="checkbox"/> あり	
		入所後速やかに退所に向けた施設サービス計画を策定している	<input type="checkbox"/> 該当	
		次に掲げる者が、直接当該施設へ入所した場合ではないこと a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 c 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者	<input type="checkbox"/> 該当	
		判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しているか。また、施設も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録している	<input type="checkbox"/> 該当	
		当該加算の算定にあたっては、個室等、認知症の行動・心理症状の増悪した者の療養に相応しい設備を整備している	<input type="checkbox"/> 該当	
当該入所者が入所前1月の間に、当該介護老人福祉施設に入所したことがない場合及び過去1月の間に当該加算(他サービスを含む)を算定したことがない場合である	<input type="checkbox"/> 該当			



届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 【I 950, 951】	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、少なくとも3月に1回の評価を行いその結果等の情報を厚生労働省へ報告し、当該情報を活用している	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1レ注</li> <li>・40号通知第2-5(35)</li> <li>・95号告示71の2</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・Q&amp;AH30Vol.1問86、R3Vol.3問99</li> </ul>
		評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している	□ 該当	
		入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している	□ 該当	
		評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している	□ 該当	
□	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 【I 950, 951】	加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合している	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1レ注</li> <li>・40号通知第2-5(35)</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・Q&amp;AH30Vol.1問86、R3Vol.3問99、104</li> <li>・加算Ⅲは、令和3年3月31日において、令和3年度改定前の褥瘡マネジメント加算に係る届出を行う施設について、今後LIFEを用いた情報の提出に切り替えるように必要な検討を行うことを前提に、経過措置として、令和3年度末まで、従前の要件での算定が認められている</li> </ul>
		施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない	□ 該当	
		施設入所時に褥瘡があったものについては、当該褥瘡の治癒後に、褥瘡の再発がない	□ 該当	
□	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ） 【I 950, 951】	令和3年3月31日において、令和3年度改定前の褥瘡マネジメント加算の届出を行っている	□ 該当	
		今後LIFEを用いた情報の提出に必要な検討を行っている	□ 該当	
		入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、少なくとも3月に1回の評価を行いその結果等の情報を厚生労働省へ報告し、当該情報を活用している	□ 該当	
		評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している	□ 該当	
		入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している	□ 該当	
		評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している	□ 該当	



届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	排せつ支援加算（Ⅰ） 【 I 952, 953, 954】	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用している	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ノ注</li> <li>・95号告示71の3</li> <li>・40号通知第2-5(36)</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・Q&amp;AH18/4Vol.1問68～71</li> <li>・Q&amp;AR3Vol.3問101～103</li> </ul>
		評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している	□ 該当	
		評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直している	□ 該当	
□	排せつ支援加算（Ⅱ） 【 I 952, 953, 954】	加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合している	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ノ注</li> <li>・95号告示71-3</li> <li>・40号通知第2-5(36)</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・Q&amp;AH18/4Vol.1問68～71</li> <li>・Q&amp;AR3Vol.3問101～103</li> </ul>
		次のいずれかに適合している (1) 評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない (2) 評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなっている	□ 該当	
□	排せつ支援加算（Ⅲ） 【 I 952, 953, 954】	加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合している	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ノ注</li> <li>・95号告示71-3</li> <li>・40号通知第2-5(36)</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・Q&amp;AH18/4Vol.1問68～71</li> <li>・Q&amp;AR3Vol.3問101～103</li> </ul>
		評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない	□ 該当	
		評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなっている	□ 該当	
□	排せつ支援加算（Ⅳ） 【 I 952, 953, 954】	令和3年3月31日において、令和3年度改定前の排せつ支援加算の届出を行っている	□ 該当	
		今後LIFEを用いた情報の提出に必要な検討を行っている	□ 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	自立支援促進加算 【 I 955, 956】	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回見直しを行うとともに、その結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ツ注</li> <li>・95号告示71-4</li> <li>・40号通知第2-5(37)</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・Q&amp;AH18/4Vol.1問68～71・Q&amp;AR3Vol.2問41、Vol.3問100、Vol.10問4～10</li> </ul>
		医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員介護支援専門員その他の職種の者が共同して、支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施している	□ 該当	
		医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している	□ 該当	
		医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加している	□ 該当	
□	科学的介護推進体制加算（Ⅰ） 【 I 957】	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ネ注</li> <li>・95号告示71-5</li> <li>・40号通知第2-5(38)</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・Q&amp;AR3Vol.10問3</li> </ul>
		必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記情報その他サービスを適切かつ有効に提供するための情報を活用している	□ 該当	
□	科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 【 I 957】	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出している	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ネ注</li> <li>・95号告示71-5</li> <li>・40号通知第2-5(38)</li> <li>・老老発0316第4号「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</li> <li>・Q&amp;AR3Vol.10問3</li> </ul>
		必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記情報その他サービスを適切かつ有効に提供するための情報を活用している	□ 該当	
□	安全対策体制加算 【 I 958】	事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備している	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示1ナ注</li> <li>・96号告示54の3</li> <li>・40号通知第2-5(39)</li> <li>・Q&amp;AR3Vol.2問39～40</li> </ul>
		事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備している	□ 該当	
		事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等活用可）及び従業者に対する研修を定期的に行っている	□ 該当	
		上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いている	□ 該当	
		担当者が安全対策に係る外部における研修を受けている	□ 該当	
		施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている	□ 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 【 I 959, 960】	次のいずれかに適合している ①介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が80/100以上 ②介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が35/100以上	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21号告示17注</li> <li>・95号告示87(72準用)</li> <li>・27号告示12号</li> <li>・40号通知第2-5(40)、-4(18)③準用</li> <li>・Q&amp;AH21Vol.1問2・5～7・77、R3Vol.1.3問126</li> </ul> 短期併設の場合、空床利用型は特養本体と一体で算定。併設型は勤務実態等に応じて兼務職員を特養と短期に按分して別々に算定 職員割合の算出:常勤換算で前年度(3月を除く)の平均(H21年度中及び前年度実績6月未満の新規事業所にあつては届出月の前3月の平均を用い、毎月直近3月間の所定割合を維持) 介護福祉士資格:前月末日時点で取得 直接提供する職員:生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員 勤続年数:前月の末日時点による(同一法人内での他事業所の勤続年数を含める。)
		提供する施設サービスの質の向上に資する取組を実施している	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 【 I 959, 960】	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60/100以上	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 【 I 959, 960】	次のいずれかに適合すること ①看護、介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50/100以上 ②看護、介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75/100以上 ③介護老人福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の割合が30/100以上	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 【Ⅰ961】 【Ⅲ966～986】	(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く）に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じる	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別掲告示95号第88(第4号イ(1)準用)</li> <li>・40号通知第2-5(41)、-2(22)準用</li> <li>・Q&amp;AH24vol267問223～246 vol273問41、 vol284問12～17、R3Vol.3問127</li> <li>・老発0316第4号「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(厚生労働省老健局長通知)</li> </ul>
		(2) 賃金改善計画等を作成し、全ての介護職員に周知し、 <b>届け出ている</b>	□ 該当	別掲告示95号第88(第4号イ(2)準用)
		(3) 加算算定額に相当する賃金改善を実施	□ 該当	別掲告示95号第88(第4号イ(3)準用)
		(4) 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を報告	□ 該当	別掲告示95号第88(第4号イ(4)準用)
		(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、最低賃金法、雇用保険法その他労働に関する法令に違反し、罰金刑以上の刑に処されていない	□ 該当	別掲告示95号第88(第4号イ(5)準用)
		(6) 労働保険料の納付が適正に行われている	□ 該当	別掲告示95号第88(第4号イ(6)準用)
		(7) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を書面に作成し、全ての介護職員に周知し、介護職員の資質向上のために計画を策定し、研修の実施等を行い、及び全ての介護職員に周知している	□ 該当	別掲告示95号第88(第4号イ(7)準用)
		(8) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている	□ 該当	別掲告示95号第88(第4号イ(7)準用)
		(9) (8)の要件について書面をもって作成し、 <b>全ての</b> 介護職員に周知している	□ 該当	別掲告示95号第88(第4号イ(7)準用)
		(10) (2)の届出に係る計画の期間中に <b>実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善を除く）及びその費用を全ての職員に周知している</b>	□ 該当	別掲告示95号第88(第4号イ(8)準用)
□	介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 【Ⅰ961】 【Ⅲ966～986】	(1) (Ⅰ)の算定要件(1)～(7)及び(10)に適合している	□ 該当	別掲告示95号第88(第4号ロ準用)

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 【Ⅰ961】 【Ⅲ966～986】	(1) (Ⅰ) の算定要件(1)～(6) <b>及び(10)</b> に適合している	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第88(第4号ハ(1)準用)
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) 【Ⅰ961】 【Ⅲ966～986】	(Ⅰ) の算定要件(1)～(6)に適合している	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第88(第4号ニ準用) 廃止(1年間の経過措置期間を設定)
		(Ⅱ) の算定要件(2)又は(3)に適合している	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) 【Ⅰ961】 【Ⅲ966～986】	(Ⅰ) の算定要件(1)～(6)に適合している	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第88(第4号ホ準用) 廃止(1年間の経過措置期間を設定)
<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 【Ⅰ961】 【Ⅲ966～986】	(1)介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている ①介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の見込額が年額440万円以上である。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、賃金改善が困難である場合はこの限りでない。 ②指定介護老人福祉施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている。 ③介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上である。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。 ④介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第88の2 ・40号通知第2-5(42)、-2(23)準用 ・Q&AR3Vol.1問16～25、Vol.3問127
		(2)賃金改善に関する計画、計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、知事に届け出ている	<input type="checkbox"/> 該当	
		(3)加算の算定額に相当する賃金改善を実施している。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、事業の継続を図るために事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ている	<input type="checkbox"/> 該当	
		(4)事業所において、事業年度ごとに事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告している	<input type="checkbox"/> 該当	
		(5)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ている	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
		(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している	<input type="checkbox"/> 該当	
		(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の殊遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している	<input type="checkbox"/> 該当	
		(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 【Ⅰ961】 【Ⅲ966～986】	(Ⅰ)の算定要件(1)～(4)及び(6)～(8)のいずれにも適合している	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別掲告示95号第88の2</li> <li>・40号通知第2-5(42)、-2(23)準用</li> </ul>

※令和3年3月31日において、現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び同(Ⅴ)の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。